

2026年3月

お客さま 各位

さわやか信用金庫

## 印紙税過誤納付分の返還について

平素よりさわやか信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者さまに2020年3月から2025年8月にご利用いただいた一定の条件を満たす貸付に係る金銭消費貸借契約証書については印紙税が非課税となりましたが、当金庫では非課税扱いであることの確認が取れるまでの間、一部で印紙税の納付をいただいております。

これらのうち非課税であることが確認されたご契約について当金庫にて印紙税還付手続きを進めていますが、当金庫の還付手続きが遅れたため、一部が時効を迎えて還付を受けられない印紙税があることが判明いたしました。

このたび、還付手続きが完了した2021年3月末までのご契約について、お客さまの口座への入金により返還させていただきますが、還付を受けられなかった印紙税についても当金庫の責任において返還させていただきます。

なお、2021年4月以降のご契約については引き続き作業を進めており、手続きが完了次第順次返還させていただく予定です。

今般の確認作業および返還手続きまで長い時間を要したことを深くお詫び申し上げます。

ご不明点がございましたら、下記の専用フリーダイヤルまでお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 0120-752-753 印紙税返還お問い合わせ専用  
受付時間：営業日の9:00～17:00